

第3部 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが お互いを尊重し、安心して暮らせる 「共生のまち 白山市」の実現

本市の障害者施策は、「第2次白山市総合計画」、「第2次白山市地域福祉計画」、平成29年10月に施行された県内初となる「白山市共生のまちづくり条例」、平成30年4月に施行される「白山市手話言語条例」及び平成30年3月に策定された本プランに基づき、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し、安心して暮らし、共に生きる「共生のまち 白山市」の実現を目指し実施するものです。

そして、本プランでは、障害のある人を自らの意思に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主人公ととらえ、活動や参加を制約する社会的障壁を除去するために、市が取り組む施策の基本的な方向を定めます。

また、上記の基本理念を踏まえ、障害のある人の自立や社会参加の支援など、共生のまちづくりのための様々な施策を総合的かつ計画的に実施します。



2 プランの基本目標

- (1) 障害の有無にかかわらず、お互いを尊重するまちづくり
- (2) 誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり

全ての市民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを目指します。



3 プランの基本原則

(1) 地域社会における共生

障害のある人と障害のない人が平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とし、下記の「白山市共生のまちづくり条例」、「白山市手話言語条例」の基本理念に基づき地域社会における共生の実現を目指します。

本プランでは、障害のある人を、白山市共生のまちづくり条例と同じく、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

【白山市共生のまちづくり条例の基本理念】

- ① 全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること。
- ② 障害を理由とする差別を全ての市民の問題として認識し、その解消が社会全体に活力を与えるものであることについて、障害のある人と障害のない人が共に理解を深め、その解消に向けて協力していくこと。
- ③ 障害のある人の社会参加及び平等な生活に大きな制約をもたらす社会的障壁を解消すること。
- ④ 障害のある人が、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、文化その他の分野の活動に、平等に参加することができるよう機会を確保すること。
- ⑤ 合理的配慮の提供は、障害のある人と障害のない人の双方にとって必要なものであることを理解し、行われること。
- ⑥ 障害のある人が言語（手話を含む。）その他のコミュニケーションの手段及び情報取得のための手段について、可能な限り、その選択の機会を確保し、及び拡大すること。

【白山市手話言語条例の基本理念】

- ① 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるという認識の下に行わなければならない。
- ② 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら行わなければならない。
- ③ 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話を獲得する権利、手話で学ぶ権利、手話を学ぶ権利、手話を使う権利及び手話を守る権利を

尊重して行わなければならない。

(2) 差別の禁止

障害のある人の活動を制限し社会への参加を制約するなどの、障害を理由とする差別やその他の権利利益を侵害する行為は禁止されなければなりません。また、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、その除去を必要としている人が現に存在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でない場合は、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がされなければなりません。

4 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害のある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人本人が適切に意思決定を行い、意思を表明することができるよう、コミュニケーション手段の確保や相談の実施等による意思決定の支援を行います。

(2) 障害のある人に対する総合的な支援

障害のある人が、人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野が連携し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、①障害のある人が日常生活や社会生活で直面する困難に着目すること、②障害のある人が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、自立と社会参加の支援という観点に着目し行われる必要があります。

(3) 障害の特性等に配慮した支援

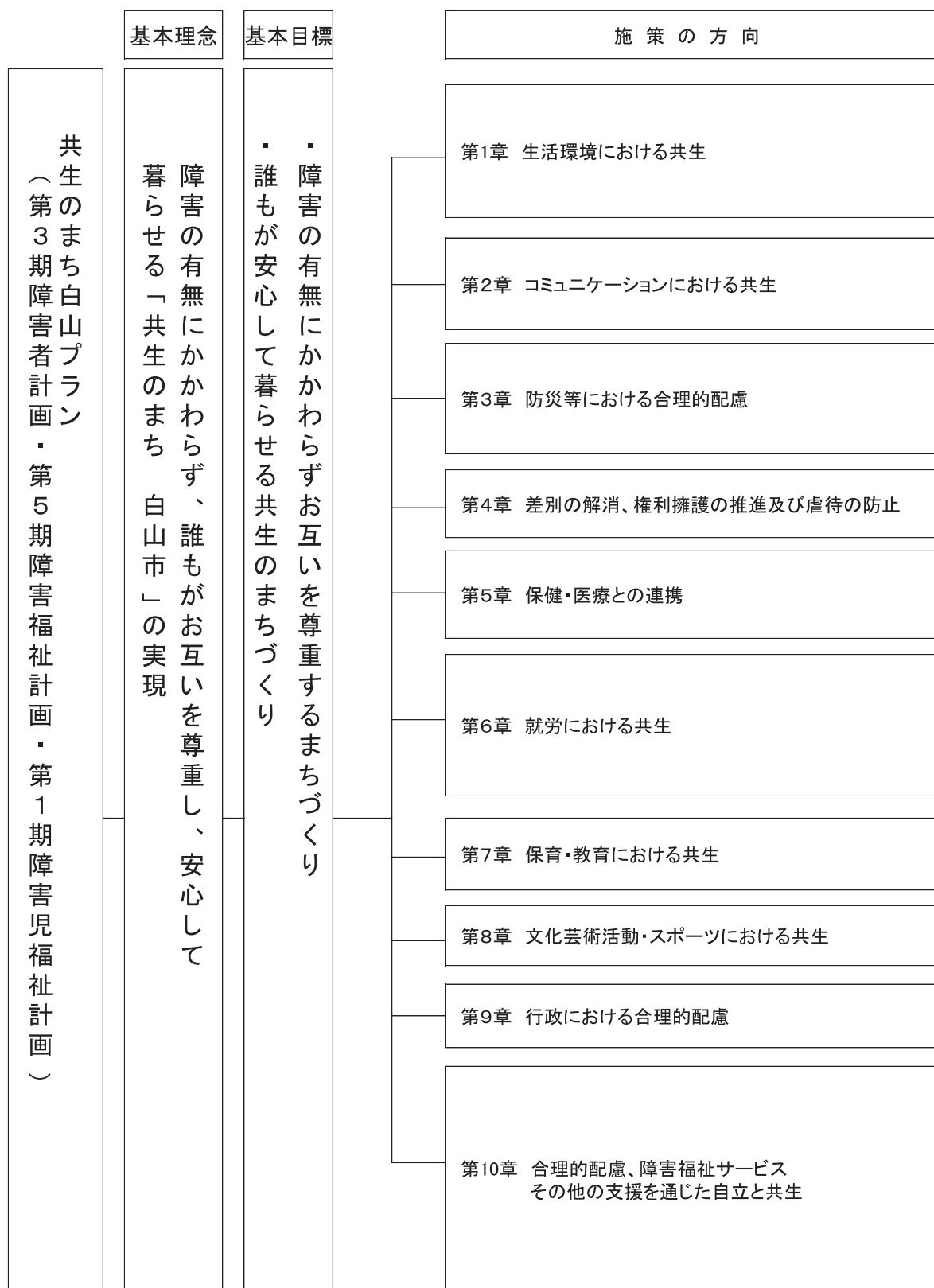
本プランは、性別、年齢、障害の特性、生活の実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定し、実施します。

特に知的障害、精神障害、発達障害等について、市民、事業者の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行います。

(4) 共生社会及び障害理解の促進

市民、事業者の共生社会、障害に対する理解を促進するための取組みを推進します。特に、障害のある人が自立して日常生活や社会生活を送れるよう、誰もが障害のある人に合理的配慮の提供ができる地域をつくります。

5 共生のまち白山プランの体系



施 策 の 展 開

- ・安全に安心して生活できる住環境の整備
- ・移動しやすい環境の整備
- ・障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
- ・地域福祉活動の推進
- ・ボランティア活動の推進

- ・情報通信技術を活用した情報の取得・利用のしやすさの向上
- ・情報提供の充実
- ・コミュニケーション支援の充実
- ・手話の普及

- ・災害発生時における適切な情報提供
- ・避難所等における合理的配慮の提供等の推進
- ・災害時の支援体制の整備
- ・防犯対策の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・虐待の防止

- ・生活習慣病等の障害の原因となる傷病等の予防・治療
- ・精神疾患の早期発見・対応
- ・子どもの発達支援

- ・地域ネットワークの構築
- ・障害者就労施設等の活用
- ・雇用の推進
- ・働く力の向上
- ・就労の定着
- ・障害の特性に応じた様々な取組み

- ・共に育つ保育の推進
- ・共に学ぶ教育の推進
- ・共生社会に関する理解を深めるための取組みの推進

- ・文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動への参加

- ・市等の行政機関の窓口等における障害のある人への合理的配慮の提供の徹底

- ・障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・年齢・障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- ・相談支援の提供体制の充実
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組み
- ・障害福祉サービスの見込み量と今後の方策
- ・地域生活支援事業の見込み量と今後の方策